

## 平成21年10月1日より「緑茶飲料」及び「あげ落花生」について原料原産地の表示が義務づけられました。

平成16年9月に、JAS法に基づく加工食品品質表示基準が改正され、緑茶や落花生などの生鮮食品に近い加工食品（20食品群）にも主な原材料<sup>注1</sup>の産地表示（原料原産地表示）が義務づけられました。

このたび、「緑茶飲料」及び「あげ落花生」についても平成19年10月1日に加工食品品質表示基準が改正され、原料原産地表示が義務づけられ、平成21年10月1日より完全実施されましたのでお知らせします。

なお、原料原産地について虚偽の表示をした飲食料品を販売した場合は、JAS法第23条の2<sup>注2</sup>及び第29条<sup>注3</sup>第1項第1号の罰則が適用されることがあります。

注1)主な原材料とは、原材料に占める重量割合が50%以上のものです。

注2)JAS法第23条の2

第19条の13第1項又は第2項の規定により定められた品質に関する表示の基準において表示すべきこととされている原産地（原料又は材料の原産地を含む。）について虚偽の表示をした飲食料品を販売した者は、2年以下の懲役又は2百万円以下の罰金に処する。

注3)JAS法第29条

法人（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項において同じ。）の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第23条の2又は第24条（第8号に係る部分に限る。）1億円以下の罰金刑

### ◇表示例◇

#### 緑茶飲料の場合

名称	緑茶飲料（清涼飲料水）
原材料名	<b>緑茶（日本）</b> 、ビタミンC
内容量	500 ml
賞味期限	キャップに記載
保存方法	直射日光や高温多湿の場所を避けて保存してください。
販売者	××株式会社 △△県△△市△△町△-△ 製造所固有記号は賞味期限の後に記載



#### あげ落花生の場合

名称	豆菓子
原材料名	<b>落花生（A国）</b> 、植物油脂、食塩
内容量	65 g
賞味期限	枠外下部に記載
保存方法	直射日光・高温多湿をおさげください。
製造者	〇〇株式会社 ××県××市××町×-×

